

# 第 3 章

## その 2

### 認定(特例認定)NPO法人の 認定後の手続等について

【認定(特例認定)NPO法人のみに該当する事項】

# 目 次

I	認定（特例認定）後の申請・届出等	認定-1
1	NPO法人共通の申請・届出等	認定-1
2	認定（特例認定）NPO法人の報告義務等	認定-2
	（1）役員報酬規程等の報告	認定-2
	（2）助成金の報告	認定-3
	（3）その他の報告	認定-4
II	認定（特例認定）NPO法人の申請・届出等に係る様式等	認定-6
○	認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（第17号様式）	認定-6
○	認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（第18号様式）	認定-18
○	認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届（第16号様式）	認定-20
○	認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書（第15号様式）	認定-21
○	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書（第14号様式）	認定-22
○	認定（特例認定）特定非営利活動法人が認定（特例認定）特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併する場合の認定申請書（第20号様式）	認定-24
○	認定（特例認定）NPO法人の所轄庁変更を伴う定款変更	認定-26
III	情報公開	認定-30
1	NPO法人の情報公開	認定-30
2	認定（特例認定）NPO法人の情報公開	認定-31
	法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	
	法規……特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）	
	条例……鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号）	
	規則……鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年鹿児島県規則第72号）	

## I 認定（特例認定）後の申請・届出等

認定または特例認定を受けたNPO法人は、すべてのNPO法人が行う申請・届出の手續に加えて、認定NPO法人・特例認定NPO法人のみが行う届出や報告を県へ行う義務があります。

また、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）NPO法人は、鹿児島県への報告のほかに、関係する知事が定める書式により、関係知事にも書類を提出する必要があります。

### 1 NPO法人共通の申請・届出等

NPO法人に共通する申請や届出には以下のようなものがあります。

手續きの詳細については、NPO法人共通の事項について記載した、手引き第3章をご確認ください。

申請・届出の種類	提出時期
○事業報告書等提出書	事業年度終了後3か月以内
○役員変更等届出書 ※任期満了と同時に同じ人が 再任された場合にも必要	役員の届出事項に変更があったとき（新任・再任・任期満了・死亡・辞任・解任・住所変更など）
○定款変更届出書	定款を変更した時（届出事項の場合）
○定款変更認証申請書	定款を変更した時（認証事項の場合）
○定款変更に係る 登記事項証明書提出書	登記事項に係る定款変更を行い、変更の登記をした時
○その他の届出	団体の連絡先などの変更があった時

(注1) すべてのNPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、県または権限移譲市町に事業報告書等を提出する必要があります（法29、手引き第3章を参照）。

(注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）NPO法人は、従たる事務所を設置している都道府県知事にも提出しなければならない手續きがあります。（法52①、法55①、法62）（認定-4頁を参照）。

(注3) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、認定（特例認定）NPO法人は別途提出が必要な書類があります。（認定-26頁を参照）

(注4) 代表者の変更については、認定（特例認定）NPO法人固有の届出があります。（認定-20頁を参照）

## 2 認定（特例認定）NPO法人の報告義務等

### (1) 役員報酬規程等の報告

認定（特例認定）NPO法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を県に提出しなければなりません（法54②二～四、法55①、法62、法規32、県規則第22条）。（提出部数は各2部です。）

#### ○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

提出書類		
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（認定-6頁）	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 <u>（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）</u>	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類（認定-8頁）	前事業年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類（認定-9頁） イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等 <sup>（注）</sup> との取引	
⑤	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>（注）</sup> で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類（認定-11頁）	
⑥	<u>役員等に対する報酬又は給与の状況</u> <u>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く）</u> <u>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</u> （認定-12頁）	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日（認定-13頁）	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（認定-14頁）	
⑨	法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類 ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	

（注）④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、認定-16をご覧ください。

## (2) 助成金の報告

認定（特例認定）NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、助成の実績を記載した書類を作成し、支給後遅滞なく所轄庁に提出しなければなりません（法 54③、法 55②、法 62，県規則第 23 条）。（認定-18 頁）

### (3) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「報告事項」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」の都道府県知事に提出する必要があります。2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）NPO法人は、提出先の知事が定める書式により提出が必要です。

	報告事項	提出書類	提出先
①	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法 53①、法 62）	認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書（県規則第 16 号様式：認定-20 頁）	鹿児島県
②	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合（法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②）	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書（認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号）	鹿児島県 以外の関係知事
③	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法 49④、法 51⑤、法 62）  ※ 2 以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号） ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法 51⑤）。	鹿児島県 以外の関係知事
④	事業報告書の提出を行う場合（法 52①、法 62、法 29）	①事業報告書等提出書（3-7 頁） ②前事業年度の事業報告書 ③前事業年度の活動計算書 ④前事業年度の貸借対照表 ⑤前事業年度の財産目録 ⑥前事業年度の年間役員名簿 ⑦前事業年度末日 社員名簿	鹿児島県 及び鹿児島県 以外の関係知事

	報 告 事 項	提 出 書 類	提出先
⑤	役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）	①役員変更等届出書（3-25 頁） ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの	鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事
⑥	定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法 52①、法 62、法 25⑥）	①定款変更届出書（3-41 頁） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	
⑦	定款の変更に係る登記をした場合（法 52①、法 62、法 25⑦）	①定款変更に係る登記事項証明書提出書（3-45 頁） ②登記事項証明書 ③登記事項証明書の写し（所轄庁のみ）	
⑧	定款の変更の認証を受けた場合（法 52②、法 62、法 25③④）  ※ 2 以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書（認定-21 頁） ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	鹿児島県以外の関係知事
⑨	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合（法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26 ①）	①定款変更認証申請書（認定-27 頁）  ※添付書類については、認定-26 頁に掲載	鹿児島県を經由して変更後の所轄庁へ提出

※ 書類は提出先の都道府県が定める書式により提出してください。

## Ⅱ 認定（特例認定）NPO法人の申請・届出等に係る様式等

### 第17号様式（第22条関係）

認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年月日 鹿児島県知事殿	主たる事務所の所在地	電話番号 ( )	
	(フリガナ)		
	名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
<p>特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、以下の書類を提出します。</p>			
提出書類	チェック欄	提出書類	チェック欄
(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		<p>④ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>ア 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く)</p> <p>イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p>	
提出しない場合			
最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年度)			
最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)			
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)第32条第1項各号に掲げる事項を記載した書類		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項		認定基準等チェック表(第3表)	
ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引		※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
イ 役員等との取引		「役員等の状況」第3表付表1	
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2	
		認定基準等チェック表(第4表)(初業)	
		認定基準等チェック表(第5表)	
		認定基準等チェック表(第7表)	
		欠格事由チェック表	

#### (注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事に提出することとなります。



「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」  
の記載上の留意点等

- 1 この用紙は，認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が，特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により，毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を鹿児島県（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては，鹿児島県及び鹿児島県以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし，この用紙を提出書類の一番前にとじて，提出してください。
- 3 提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち，「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。），第 4 号イ及びロ，第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については，認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。），第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉），第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが，その際には第 3 表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上，使用してください。



**2 取引の内容に関する事項** [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	<u>貸付資産の内容</u>	貸 付 年月日	対 価 の 額	<u>その他取引条件等</u>
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	<u>役務の提供の内容</u>	役務の提 供年月日	対 価 の 額	<u>その他取引条件等</u>
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	





法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

**5 支出した寄附金に関する事項** [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

<u>支出先の名称等</u>	<u>住所等</u>	<u>支出金額</u>	<u>支出年月日</u>	<u>寄付の目的等</u>
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
. .		円		
	合 計	円		





※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名

事業年度

年 月 日～ 年 月 日

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

<u>譲渡資産の内容</u>	<u>料金</u>	<u>条件等</u>
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

<u>貸付資産の内容</u>	<u>料金</u>	<u>条件等</u>
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

<u>役務の提供の内容</u>	<u>料金</u>	<u>条件等</u>
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

## 「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載要領

### 1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

この欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

### 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

## 認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・ 前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例P222）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例P219）



2021年6月9日  
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1  
事業年度が  
4月1日～3月31日の法人

2021年度の  
事業開始  
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等  
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した  
事業年度において作成・提出すべき書類に該当するた  
め、従前の例による

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2  
事業年度が  
7月1日～6月30日の法人

2021年度の  
事業開始  
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等  
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の  
施行日以後に開始する事業年度にお  
いて作成すべき書類について、提出は  
不要ですが、作成、備置、閲覧につい  
ては引き続き行う必要があります。  
(法54②二、法54②三、法54④)

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事  
業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改  
正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）

第18号様式（第23条関係）

認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

〇年〇月〇日  鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町〇番〇号 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇		
	(フリガナ)	トケ化エイカットウホウジン 〇〇〇〇〇〇		
	名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇		
	(フリガナ)	カゴシマ イチロウ		
	代表者の氏名	鹿児島 一郎		
	認定(特例認定)年月日	〇年〇月〇日		
	認定(特例認定)の有効期間	〇年〇月〇日 から 〇年〇月〇日 まで		
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第2項(同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規程により、提出します。				
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等	
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		

**「認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等**

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を鹿児島県に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第16号様式（第21条関係）

認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届

〇年〇月〇日  鹿児島県知事  殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町〇番〇号 電話（〇〇〇）〇〇〇—〇〇〇〇
	（フリガナ）	トケイエイリカツドウホウジン 〇〇〇〇
	名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	（フリガナ）	カゴシマ イチロウ
	代表者の氏名	鹿児島 一郎
	認定（特例認定）の有効期間	〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 <u>まで</u>

当法人の代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所
〇年〇月〇日	鹿児島市鴨池新町〇番〇号 理事長 鹿児島 一郎	鹿児島市山下町〇番〇号 理事長 鹿児島 太郎

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

第15号様式（第20条関係）

認定特定非営利活動法人又は  
特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町〇番〇号 電話（〇〇〇）〇〇〇—〇〇〇〇	
	〇年〇月〇日	従たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市〇〇〇町〇番〇号 電話（〇〇〇）〇〇〇—〇〇〇〇
		（フリガナ）	トクテイエイリカクドウホウジン 〇〇〇〇〇〇
		名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇
		（フリガナ）	カゴシマ イチロウ
		代表者の氏名	鹿児島 一郎
		認定（特例認定）の有効期間	〇〇年〇〇月〇〇日 <u>から</u> 〇〇年〇〇月〇〇日 <u>まで</u>

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
〇年〇月〇日	(例) 定款第 5 条に規定する事業の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議事録の     謄本</li> <li>・変更後の定款</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、鹿児島県以外の関係知事に提出することとなります。

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

○年○月○日  鹿児島県知事  殿	主たる事務所の所在地	電話番号 ( )		
	(フリガナ)			
	名 称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当する□にレ印を付する。) <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日		
認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日			
事業年度	月 日から 月 日まで			
特定非営利活動促進法第51条第2項に規定する認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要) ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....				
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職		
電話番号 ( )				
電話番号 ( )				

※ 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。



認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		
1 寄附者名簿 <small>(注) 1</small>		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
一 二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	(注) 3
	役員 の 状 況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	(注) 2
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	(注) 3
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

(注意事項)

- 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

○年○月○日  鹿児島県知事 殿	主たる事務所の所在地	電話番号 ( )		
	(フリガナ)			
	名 称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	特定非営利活動促進法第63条第1項の認定を受けるための申請において適用するパブリックサポートテスト基準(該当する□にレ印を付する。) <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定 の有効期間 (該当する□にレ印を付する。)	年 月 日から 年 月 日まで		
事業年度	月 日から 月 日まで			

特定非営利活動促進法第63条〔第1項〕  
〔第2項〕の合併の認定を受けたいので申請します。

法人の名称	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称  (代表者名)	電話番号 ( )		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人の名称  (代表者名)	電話番号 ( )		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人の名称  (代表者名)	電話番号 ( )		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

※ 申請書には「法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

法第63条第1項又は第2項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		第1項 (認定)	第2項 (特例認定)
特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書			
1 寄附者名簿 <small>(注)1</small>			
2 認定基準等に適合する旨及び第47条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 <small>(注)2,3</small>			
一号基準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 <small>(注)4</small>		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）			
二号基準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第2表）		
三号基準	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）		
	認定基準等チェック表（第3表）		
	役員の状況（第3表付表1）		
四号基準	帳簿組織の状況（第3表付表2）		
	認定基準等チェック表（第4表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）		
五号基準	役員等に対する資産の譲渡等の状況（第4表付表2）		
	認定基準等チェック表（第5表）		
六号基準	認定基準等チェック表（第6, 7, 8表）		
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

(注意事項)

- 1 条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②、58②、63⑤、法令9②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令9③⑤）。
- 3 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令9③⑤）。
- 4 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法59一、63⑤、法令9②）。

## 認定（特例認定）NPO法人の所轄庁変更を伴う定款変更

定款変更認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式番号
1	定款変更認証申請書（変更後の所轄庁の様式を使用すること）	1		認定-25
2	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1		認定-26
3	変更後の定款	2		—
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2		2-34
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2		2-36
6	役員名簿	2		3-26
7	確認書（宗教活動等を主たる目的とするものではないこと（法2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法12①三）を確認したことを示す書面）	1		2-29
8	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）	1		—
9	認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し	1		—
10	認定等に関する書類の写し	1		—
11	所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く全ての添付書類を含む）の写し	1		—
12	所轄庁に提出した直近の助成金の支給の実績を記載した書類	1		—

- ※ 所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請は、変更後の所轄庁の様式を使用し、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するため、あらかじめ変更後の所轄庁に確認してください。
- ※ 4の「事業計画書」及び5の「活動予算書」については、定款の変更が「特定非営利活動の種類」、「特定非営利活動に係る事業の種類」または「その他の事業の種類」に係る変更がある場合にのみ提出が必要です。
- ※ 所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請書提出後、申請した書類に不備があった場合は、補正書を提出することにより、申請書類の補正を行うことができます。補正書の提出については、変更後の所轄庁に確認してください。
- ※ 2以上の都道府県区域に事務所を設置する認定NPO法人（特例認定NPO法人）は、定款の認証後、従たる事務所を設置している都道府県の知事に対して、当該都道府県が定める書式による届出が必要です。（認定-21頁参照）

第4号様式（第6条関係）

※ 所轄庁変更を伴う定款変更の記載例です。

※ 変更後の所轄庁を記載

### 定款変更認証申請書

○年○月○日

○○県知事 ○○ ○○ 殿

所在地 鹿児島市山下町○○番○号  
名称 特定非営利活動法人○○○○○  
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎  
電話番号 ○○○（○○○）○○○○

当法人の定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を <u>○○県○○市○○町○番○号</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市山下町○○番○号に置く。
第○条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う (1) ○○○に関する普及・啓発事業 (2) <u>□□□□の企画・運営事業</u> (3) <u>△△△△に関する研修事業</u>	第○条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) ○○○に関する普及・啓発事業 (2) △△△△に関する研修事業
附則 この定款は、令和○年○月○日から施行する。	(追加) <p>施行日は、認証後に記載するため、空欄としておく。</p>

##### 2 変更の理由

- ・定款を変更するに至った理由を記載すること。

#### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更後の所轄庁の指定する様式によること。
- 3 変更後の所轄庁宛とすること。
- 4 「変更の内容」は、変更しようとする各条文等の新旧対照表を記載すること。
- 5 「変更の理由」は、定款を変更するに至った理由をわかりやすくかつ簡潔に記載すること。

※ 所轄庁変更を伴う定款変更の記載例です。

(法第25条第4項)

### 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇総会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇〇分
- 2 場 所 鹿児島市〇〇町〇番〇号 〇〇会議室
- 3 出席者数 正会員総数20名 出席者数19名（うち書面表決者8名，表決委任者2名）
- 4 審議事項
  - (1) 議長選出の件
  - (2) 事務所移転の件
  - (3) 定款変更に係る議案承認の件
  - (4) 令和〇年度事業計画書案及び平成△年度事業計画書案承認の件
  - (5) 令和〇年度活動予算書案及び平成△年度活動予算書案承認の件
  - (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認
  - (7) その他（定款変更申請に必要となる書面の確認や申請書の補正に関する委任事項等）

#### 5 議事の経過の概要及び議決の結果

##### (1) 議長選出の件

議長の選任について諮ったところ，満場異議なく〇〇〇〇が選出された。

##### (2) 事務所移転の件

議長は，法人の主たる事務所を下記のとおり県外に移転する必要があることについて説明の上これを議場に諮り，承認を求めたところ，満場異議なく承認された。

#### 記

事務所移転日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

移転先住所：〇〇県〇〇市・・・・・・・・

##### (3) 定款変更に係る議案承認の件

議長は，事務所移転による所轄庁変更を伴う定款変更について説明の上これを議場に諮り，承認を求めたところ，満場異議なく承認された。

##### (4) 令和〇年度事業計画書案及び令和△年度事業計画書案承認の件

議長は，（定款変更に伴い変更になる）令和〇年度の事業計画書及び令和△年の事業計画書について説明の上これを議場に諮り，承認を求めたところ，満場異議なく承認された。

##### (5) 令和〇年度活動予算書案及び令和△年度活動予算書案承認の件

議長は，（定款変更に伴い変更になる）令和〇年度の活動予算書及び令和△年度の活動予算書について説明の上これを議場に諮り，承認を求めたところ，満場異議なく承認された。

##### (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認

議長は、本件議案の確認書（案）を配布し、全文朗読、説明の上、当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを出席者全員で確認した。

(7) その他

議長は、次に掲げる事項について諮ったところ、満場異議なく承認された。

- ① 定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。
- ② . . . . .

6 議事録署名人の選任に関する事項

議事録署名人として、〇〇〇〇、〇〇〇〇が選出された。

7 閉会

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ〇時〇分に閉会した。

この議事録が正確であることを証します。

令和〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇  
議事録署名人 〇〇〇〇  
議事録署名人 〇〇〇〇

【作成上の留意点】

- 1 議長及び議事録署名人は、定款に定められた方法で氏名を書くこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 出席者数には、書面表決者及び表決委任者がある場合にはその数を内数で記載すること。
- 4 変更の内容が活動の種類または事業の種類に関する事項の場合は、4「審議事項」に(3)「定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書案承認の件」及び(4)「定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書案承認の件」を追加し、5「議事の経過の概要及び議決の結果」にその概要と結果を必ず記載すること。
- 5 原本は法人で保管し、原本は法人で保管し、所轄庁にはコピーを提出すること。
- 6 所轄庁の変更を伴う場合は、4「審議事項」の(6)「特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認」を記載し、5「議事の経過の概要及び議決の結果」にその概要と結果を必ず記載すること。





## 2 認定（特例認定）NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）の情報公開

### (1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（次頁の「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法52④、54④、法62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

※①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。（法52⑤）

#### 《参考》

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①②、法62）。

書 類 名	備置き期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から 起算して5年間	特例認定の日から 起算して3年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から起 算して5年が経 過した日を含む 事業年度の末日 までの間	翌々事業年度の 末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
<u>国の手引</u> 第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を 除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合してい る旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）		作成の日から特 例認定の有効期 間の満了の日ま での間

## (2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法30, 56, 62)。

### 認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等（注1）		○	○
事業報告書			
計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
財産目録			
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			過去5年間に提出を受けたもの
役員名簿（注1）			
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		(注2)	(注2)
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	○
	国の手引第3章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。),(4)イ及びロ,(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	○
		作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	過去5年間に提出を受けたもの

「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで（注4）	○
寄附者名簿	×		×
認定（特例認定）申請書	×		×
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×

（注1） 認定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません（令和2年改正法30、52⑤）。

（注2） 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

（注3） 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

（注4） 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで